

# 特別支援教室の先生の異動について

都教組八王子支部

## 1. 今回の原則

### (1) 地区内解消

校内教科変更もしくは内転（今の学校で通常級に変更か、市内異動）

### (2) 異教科間異動の原則

#### (1) が困難な場合、教科変更を伴う外転

特別支援での外転を希望する者は、異教科間異動の第2カードも提出。

**（ほかの市・区への異動もあり得る。**

**特別支援での異動を希望する場合でも、**

**第二希望として、通常級を希望しなければならない。）**

## 2 誰が対象者になるのか

### (1) 解消は異動対象者からの選定が基本

実勤務年数の3年以上の異動対象者から過員解消対象者を選定する。

### (2) 実勤務年数3年未満の教員も対象可能

実勤務年数3年未満の教員においても、

通常の学級への異教科間異動を希望する者については、検討の上、異動を認める。

そのうち、新規採用者及び期限付任用員についても、地区内配置換えを原則として、検討の上、過員解消の対象者とすることができる。

**（基本は3年以上だが、3年以内でも、新採でも、希望者がいれば異動させてもよい。校長が決める。）**

### (3) 異動対象者でも解消の対象から除外可能

異動対象者である教員のうち、令和4年度の特別支援教室の経営上、必要不可欠な者については、校長からの具申及び区市町村教育委員会からの内申をもって東京都が検討を行い、適正と認められた場合に限り、異動対象から外すことができる。

#### ○ 経営上必要不可欠な教員のキャリア例

A 東京都教育研究員（特別支援学校・学級）修了者

B 東京都教員研究生（特別支援学校・学級）修了者

C 東京教師道場リーダー（特別支援教育）修了者

D 特別支援学校での指導経験者（臨時的任用を含む。非常勤講師は含まず。）

E 東京教師道場（特別支援教育）修了者

F 東京都教育委員会が認定している研究団体に活躍し、高い指導力を発揮している者

G リーダー養成研修「特別支援教育コーディネーターBスキルアップコース」修了者

H その他、特別支援教育の分野において活躍し、高い指導力を発揮している者

なお、その者が実勤務年数6年以上の 必異動者で内転が可能な場合、検討の上、1年に限り異動対象除外を認める。

**(校長と市の教育委員会が特別にお願いして都の教育委員会が認めた人は、移動しなくてもよい場合がある。)**

**3 今回異動した場合、**

**その先の異動の条件となる「経験」はどうか。**

(1)行政事情での3年未満異動は任意の1地域

実勤務年数3年未満の教員が過員解消者となって異動する場合、行政事情による異動のため、任意の1地域経験とみなす。

**(ふつうは3年未満で異動した場合経験とみなされないが、今回は1地域経験とみなされる。異動先を入れて2地域経験となるので、次の異動で3地域目経験となれば、あとは好きな地域を希望できる。)**

(2)学級増を見込んだ教員の戻しも可能

異動対象者を児童・生徒数の増加見込みにより 異動対象から外す(いわゆる「戻しカード」)扱いをする場合、第3回人事ヒアリングにて 地区担当管理主事に申告する。なお、戻せる期限は都から別途指示する。

**(一度移動となった場合でも、子どもが増えそうなときは元の学校に戻すことがある。)**

(3)校内教科変更は3年通常の勤務で2地域経験

校内教科変更により通常の学級へ変更した場合、

3年以上の特別支援教室の指導経験に加えて、

当該校で通常の学級を3年以上指導した経験をもって1校2地域経験とする。

同一地域のため 2つのステージ経験とはしない。

実勤務年数は合算とし、6年で「必異動」となる。

**○例 今年巡回指導教員3年目**

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
学校	A小学校					
年	1	2	3	4	5	6
経験	①特支			①通常		

R7	R8	R9
B小学校		
1	2	3
②特支か通常		

**次の学校  
3年勤務で  
2校3地域  
となる**

- 今後、3年の通常の学級の指導経験をもって1校2地域経験と認める。
- 次の学校3年間で2校3地域経験となる。

(今、3年以上の人が、通常級に移動して3年以上経験すれば、2地域経験となる。通算6年で必ず異動しなければならないので、4年目・5年目の人は通常級に異動してから2年か1年でさらに異動しなければならない。だから、実際は、今ちょうど3年目の人にしか当てはまらない。)